

JWTA 会員の皆様

### 弊会ナショナルスタッフによる不祥事のご報告とお詫び

平素より車いすテニスの普及振興に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

この度、誠に遺憾ではございますが、弊会ナショナルスタッフによる不祥事(業務委託契約における契約金の不正受領)が発覚いたしました。

年度末に伴う決算作業を行う中で、当事者と弊会にて締結しておりました業務委託契約に不履行がある疑いが浮上、その後内部調査により契約金の不正受領が判明したものでございます。

ここにご報告いたしますとともに、深くお詫び申し上げます。

当事者につきましては、弊会インテグリティ委員会及び理事会にて協議し、懲戒処分(JWTAに係る活動の無期限停止)を下しました。

また、関係役員の管理監督責任につきましても、内部調査結果等を踏まえ、懲戒処分(厳重注意)といたしましたことも、併せてご報告申し上げます。

弊会では日頃より、スタッフの法令順守徹底をはかって参りましたが、弊会の取り組みがまだ行き届いていないことを切に痛感しております。

会員の皆様をはじめ、弊会に携わってくださるすべての皆様、また、車いすテニスを応援してくださっている方々からの弊会に対する信頼を損ねることとなりましたこと、謹んでお詫び申し上げます。

今後は、弊会一丸となり、会員の皆さまおよび車いすテニスを応援してくださる方々からの信頼回復のため、更なる綱紀の粛正に努めるとともに、内部統制の一層の強化を図り、再発防止に向け全力を尽くしてまいります。

令和2年4月30日

一般社団法人日本車いすテニス協会  
会長 前田 恵理